

## 令和5年度第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

1 日 時：令和6年3月25日（月）14時00分～14時55分

2 場 所：旧消防庁舎4階 コミュニティ防災センター

3 出席者：14名

伊藤 嘉秀 委員、片平 恵美 委員、本田 郁代 委員、浮川 允予 委員、  
神野 恵子 委員、白川 達也 委員、宮前 港 委員、鴻上 勝美 委員、  
原 寿也 委員、高津 英正 委員、鴻上 基志 委員、可児 正紀 委員、  
篠原 弍嘉 委員、長井 秀旗 委員

欠席者：7名

久石 保 委員、宮川 まゆみ 委員、神野 啓 委員、三木 由紀子 委員、  
原 直人 委員、小野 浩二 委員、羽田 雅晴 委員、

事務局：人権擁護課 上野 壮行、真鍋 平登、越智 憲一、高橋 恵美子

4 傍聴者：なし

5 協議題：（1）副会長の選出

（2）令和5年度事業報告

（3）人権に関する意識調査について（令和6年度実施予定）

（4）その他

6 議事内容

事務局： 定刻がまいりましたので、ただ今から、令和5年度第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

私は当審議会の事務局を務めます人権擁護課長の上野でございます。議事に入るまで進行をさせていただきます。まず、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」第3条の規定により、原則として公開することとなっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、開会にあたりまして、長井市民環境部長がご挨拶を申し上げます。

部長：（挨拶）

事務局： ありがとうございます。次に本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」第5条第2項におきまして、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。」となっております。本日は、委員21名に対して13名（※最終14名）の出席となっており、過半数に達していることを報告いたします。

次に、この審議会につきましては、平成19年3月に制定されました「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」第10条の規定に基づき設置された会議でござい

ます。審議会の役割として、市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する人権施策に関する基本方針の作成にあたり、委員の皆様からご意見をお聞きすることとなっております。本日の議題にもございますが、人権施策に関する事業等について、委員の皆様から色々ご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の名簿をお配りしておりますので、ご確認いただけたらと思います。それではこれからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。高津会長、よろしくお願い致します。

会 長： 皆さんこんにちは。本日の会議について、委員の皆様方のご協力をいただきながら円滑に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議題（1）の「副会長の選出」ですが、昨年度の当審議会で選出された竹林副会長さんの人事異動に伴い、新たに副会長を選出するものです。審議会規則第4条第2項に、「会長及び副会長は、委員のご選任により定める。」となっておりますが、いかがいたしましょうか。

無いようでしたら私の方で推薦させていただきますがよろしいでしょうか。それでは新居浜市社会福祉協議会白川達也委員さんをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員：（拍手）

会 長： 白川委員さんよろしくお願い致します。それでは白川副会長、一言挨拶をお願いします。

副会長： はい。皆さんこんにちは。新居浜市社会福祉協議会の白川と申します。本日は初めての参加で、このようなお役目を賜りました。まだまだ勉強不足なところもございますので、皆様のご協力を賜りながら任を務めたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

会 長： ありがとうございます。引き続きまして、本日の議題（2）令和5年度事業報告でございますが、資料には多数の事業報告についての記載があり、説明が長くなります。「地区別人権教育市民講座」と「ふれ愛フェスタ～ハートFULL 新居浜～」の2つの事業につきましては、後程の説明の後、ご審議いただきたいと思います。それでは事務局から報告をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました令和5年度事業報告につきまして、ご意見やご質問がある方は挙手をお願いします。

委 員： 質問です。2ページめの四角で囲んだ2、「お茶の間人権教育懇談会」について、63回実施されて、591人の参加と書かれています。何十回も同じ人が出ているのではないかと思うのですが、重複を除いた実人数としては何人くらいですか。

事務局： 各会ごとに人数等集計していますが、名前の記載まではしていないため、実人数については把握していないのが現状です。申し訳ございません。

委 員： 昔から「お茶の間人権教育懇談会」とはいう名前はよく聞くのですが、新居浜市民の内、実際何人くらいが参加されているのか、興味を持っています。

会 長： 事務局の方、また人数的なことも説明できるように、受け付けの方をお願いします。他にございませんか。

無いようでしたら次に進ませていただきます。「地区別人権教育市民講座」のご説明の方、お願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました「地区別人権教育市民講座」につきましてのご意見やご質問はありますでしょうか。

無いようでしたら、次に「ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～」について事務局から説明をお願いします

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました「ふれ愛フェスタハート FULL 新居浜」につきましてのご意見やご質問はありますでしょうか。

それでは次に議題（3）令和6年度に実施予定の「人権に関する意識調査」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました「人権に関する意識調査」についてのご意見やご質問はありますでしょうか、

委 員： 8ページめについて、何点かご質問させていただきます。前回の回収状況として、発送数1,000人に対して回収標本数422人と書かれています。割合はともかくとして、市の方としては、これくらいの回収標本数があればいいとお考えですか。

事務局： 私どもとしては、1,000人に対して422人というのは決して高い数字ではないと認識しております。この点につきましては、やはり市民の皆様にもう少し関心を持っていただくべき点ではないかと思っており、更なる啓発が必要ではないかと考えている所でございます。

委 員： 私の質問は、比率ではなく総数として、422人くらいあればいいとお考えかどうかということです。

事務局： 私どもとしては、現在、満たしていると考えております。

委 員： これで良ければ結構です。もっとたくさん必要であれば発送数を増やせばいいのではないかと思ったのですが、これで十分だというのであればそれで結構です。続きまして、このアンケートの質問で、障がい者の方とか外国人の方に関するものがありますが、令和元年度実施分の結果は、この中に障がいの方が何人いるのか、外国人の方が何人いるのか、それが分かった上での集計になるのでしょうか。

事務局： アトランダムに統計上で選出しているのですが、この1,000人の中に、障がいをお持ちの方や外国人の方が何人含まれるかというのは、掴めていないのが現状です

委 員： 障がい者の人権とか外国人の人権に関するアンケートとかで、これが例えば令和6年度の質問9、障がいのある人の人権についての質問についての場合、答えた人が障がいのある人でなければ、あまり意味をなさないんじゃないかと思えます。外国人の方についても同様で、答えた人に外国人の方が例えば一人もいないと、外国人の人権についての質問をしてもあまり意味がないんじゃないかという気持ちを持ちます。ですから、このような質問については、重点的に障がいのあ

る方や外国人の方の回答がたくさん集められるように方法を考えられてはどうかなど。例えば、沖縄の基地の問題についてどう思うかと聞いた時に、沖縄の人の回答が無く本土の人の回答ばかりだったら回答内容が変わってくると思います。

だから、障がいのある人が自分の人権について侵害を受けているかどうか、外国人の方が人権侵害を受けているかどうかというようなことを知るために、少なくともそれらの方が何人答えられているか分からずにアンケートの結果を良しとするというのはちょっとおかしいのではないかなという感覚を持ちました。以上です。

会 長： ありがとうございます。市民調査という立付けでやっているのですが、ここで分類別にどうのこうのということではないと思うのですが、事務局の方、説明をお願いします。

事務局： 先ほど会長にも仰っていただきましたが、広く一般市民の意識調査という意味合いで実施しています。ご提案いただきました、障がいを持っている方が何人いるかというのは、個人情報の問題もあるため把握するのは実際の所は難しいのですが、関係団体等がありますのでそちらで当事者の方の思いなどを聞くようにさせていただきたいと思っております。

委 員： 今、言われたことは非常に大事なことだと思いますが。ただ、もう少し考える必要があると思います。例えば質問9に関して、1,000人の方に送って全員が13番（特に問題はない）に○を入れて返送してこられたとします。それをもって、新居浜市にはいわゆる障がい者差別がないのだと判断するのが大きな間違いであり、他人事として捉えている人の方が多いということだと思います。基本的に、人権問題、差別問題は「当事者が声を上げなければ解決できない。」ではいけないと思います。むしろ、その問題を放置している、或いは加害者側に立っている者たちが、自分たちの誤りに気づき、その問題解決の為に動くのが基本だと思います。ですので、アンケートの回答をどのように捉えて分析するのかということが一番大きな鍵になるのではないのかと私は思います。

委 員： 当事者の声を拾うことがとても大切というのは、私も賛成ですが、今回のアンケートは市民の意識に対するものということなので、市民に対する意識調査とはまた別に、例えば障がい者手帳の更新の時に一緒にアンケートを送るなどの方法で、障がい者の方とか外国人の方に機会を設けて調査をすれば、当事者の声が聞けるのではないかなと思っております。前回は令和元年度に調査をされていますが、この数年間で赤字の部分を書き加えられたり、障がい者という表現が障がい

のある人という表現に変わったりと、社会の人権に対する感覚がこれだけ深く  
なってきたのだと感じている所です。

1点だけ、質問の15番、LGBTに関する事で、本人の身近な項目が並ん  
でいるのですが、昔はよくメディアで性的マイノリティの方を笑いものにするよ  
うなことがありました。今はだいぶ減ってきていると思うのですが、この項目の  
中に、メディアでの扱いなどを1つ入れていただけたら良いかなと思いました。  
先ほど当事者の声が凄く大事とありましたが、「あなたは自分が人権を侵害され  
た時にどう対応しますか」という質問5番で、対応の方法を選んで下さいとい  
うような項目はあるのですが、例えば相談窓口とかを列挙して、「こういう所に相  
談できますがご存じですか。ご存じのものに○を付けてください。」といった解  
決する為の手段を提示して、それを知っているかどうかという調査も大事なかな  
と感じました。

会 長： ありがとうございます。他に質問ございませんか。

委 員： 調査は一般市民に対するものということなので止むを得ないところもあるかも  
しれませんが、先ほどの方が仰ったように、当事者の方への質問、調査はされる  
ことがあるのかどうかと思います。特に障がい者の方のことは白川さん  
のご意見も聞かせてもらいたいですね。

会 長： ご指名ですので、白川さんをお願いします。

副会長： 私ども権利擁護課は、障がいをお持ちの方、生活困窮の方、女性母子世帯の方  
等いろんな方に相談支援を通して寄り添っております。今の社会の中で生きづら  
さを抱えておられる方がたくさんいらっしゃいますので、私どもとしてもそのよ  
うな調査内容は、業務をする上で参考にさせていただきたいです。ただ、障害を  
持つ方、一人親世帯の方、外国人などと、行政の方ではそれぞれ担当課が異なり、  
外国の方だと地域コミュニティ課、障がいの方だと地域福祉課になるのですが、  
横の連携が図れるかといった検討が必要になると思うので、検討協議いただき  
たい内容ではあるかなと思います。私ども社会福祉協議会も、関われる部分があ  
れば一緒に検討していけたらと思います。

会 長： ありがとうございます。それでは事務局の方をお願いします。

事務局： 市と致しましても、人権擁護課の方から担当課にも働きかけ情報共有を行い、  
そのような調査を行っていきたいと思います。

委員： 失礼します。2ページめの質問6で、基本的人権に関わるたくさんの項目の中から関心のあるものを1つ選ぶようになっているのですが、例えばこれを市の施策とか今後の講座とかに利用されるのなら、項目が多いので複数選択できるようにした方が広く問題の傾向が分かり、良いのではないかと考えます。そこで、特に関心のあるものというように言葉を変えて、複数選べるようにしたらどうかと思います。いかがでしょうか。

会長： ありがとうございます。事務局よろしいでしょうか。

事務局： ご提案ありがとうございます。前向きに検討させていただきたいと思います。

委員： 今のご意見、また、その前に論じられていた当事者の声を聞くということも凄く大事なことと思います。当事者の声を聞くということは、人権同和教育が大事にしてきた、「差別の現実深く学ぶ」という、まさしくそこではないかなと思います。それは、アンケートを送って返送してもらうのではなく、やはり自分達が出向いて行き、当事者が話してくれるなら聞かせていただき、実際にその方がどういう思いで生活されているかをきちんと掴んでいくことだと思います。

今のご質問6の複数回答についても、確かにそうだと思います。そこで上がった関心の高い問題について優先順位をつけるというのも一つの考えなのかもしれませんが、市民の関心は高くはなくても、当事者の話を聞いた結果、これは大きな問題なのだ、これは解決を急がないといけないものだというものについては、率先してやっていかなければならないと思います。今出されている2つのご意見は非常に大事なことです。

会長： ありがとうございます。他にご意見等ございますか。アンケート調査の質問等についてご意見をいただいています。これは5年に1回の市民意識調査です。委員さんの中で、このような質問があればいいのではないかといいものがあれば承りますがいかがでしょうか。先ほどから色々ありがたいご意見が出ていますが、それを参考にして、アンケートの項目を検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは人権に関する意識調査について終わりましたので、次の項目、最後の(4)その他について、本日の議題以外のご意見等ございましたら承りますがいかがでしょうか。

無いようでしたら、皆様のご協力によりまして本日予定していた議題については全て審議を終了することができました。いろいろな問題もあるかと思いますが、

また、事務局の方でまとめていきたいと思えます。委員の皆様から熱心なご議論をいただき、大変感謝致します。

以上で本日の会を閉会致します。ありがとうございました。